

就学援助費申請の添付書類について

就学援助費の認定審査においては、世帯や課税の状況などの個人情報を確認します。

そのため、「行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(平成25年5月31日法律第27号)」の規定により申請者の本人確認が必要となります。

また、マイナンバーにより地方税関係情報を照会する場合においては、「行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第十九条第九号に基づく特定個人情報の提供に関する規則(平成28年個人情報保護委員会規則第5号)」第2条第4項第1号により、照会対象者本人の同意が必要です。

以上の理由により、就学援助費の認定や支給時に必要な書類ですので、申請書に添付して提出してください。

★申請者の本人確認ができる書類の写し(新規・継続ともに必要)

証明するものの書類によって確認を要する点数が違います。いずれも写しでかまいません。

- <1点で確認可能> ○個人番号カード(表・裏両面)
○運転免許証 ○運転経歴証明書 ○パスポート
○身体障害者手帳 ○精神障害者保健福祉手帳
- <2点で確認可能> ○公的医療保険の被保険者証 ○年金手帳
○児童扶養手当証書 ○特別児童扶養手当証書

★世帯全員の個人番号の確認できる書類の写し(新規申請のみ必要)

新規に申請する方は、申請書に記入した**世帯全員**の個人番号を確認できる書類の写しが必要です。
(いずれか1点)

- 個人番号カード(表・裏両面) ○個人番号付き住民票
○個人番号通知カード ※通知カードは住民票の記載事項と一致している場合に限りです。

★同意書(新規・継続ともに必要)

申請書に記入した18歳以上の方全員に、**必ず自署**していただき提出してください。
同意書の提出がなされると認定審査に必要な情報が照会できず、決定できません。

★委任状兼振込口座届(新1年生のみ申請時・その他は支給決定後)

就学援助費の請求や支払等に係る権限を在学先学校長に委任することおよび就学援助費を支給する口座を登録するために必要なものです。

本来であれば、支給決定後に提出していただくものですが、新1年生を対象とした新入学学用品費の事前支給(②「新1年生用お知らせ」参照)に間に合わせるため、新1年生のみ申請時に一緒に提出してください。

その他の学年については、支給決定がされてから提出していただくこととなります。